

第3回いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会

日時：令和5年1月30日（月）午後6時

場所：旭川市子ども総合相談センター

2階 研修・会議室1・2

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）「（仮称）いじめ防止条例」骨子案（案）について

（2）その他

4 閉 会

第3回いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会

資料

- 資料 「(仮称) いじめ防止条例」骨子案（案）

- 別紙1 「(仮称) いじめ防止条例」の制定について

- 別紙2 「『(仮称) いじめ防止条例』骨子案（案）」と「再発防止策の具体的方策等」
との関連

- 別紙3 「『(仮称) いじめ防止条例』骨子案（案）」と「いじめ防止対策推進法」
及び「北海道いじめの防止等に関する条例」との関連

「（仮称）いじめ防止条例」
骨子案（案）

令和5年1月

旭川市

条例制定の背景

条例制定の基本的な考え方

条例の骨子案（案）

前文

1 総則

- (1) 目的
- (2) 定義

2 基本理念

3 責務と役割等

- (1) 市の責務
- (2) 市立学校の責務
- (3) 保護者の責務
- (4) 児童生徒の心構え
- (5) 市民等の役割

4 いじめ防止基本方針

- (1) 市いじめ防止基本方針
- (2) 学校いじめ防止基本方針

5 いじめの防止等のための施策

- (1) 相談体制等の整備
- (2) いじめを受けた児童生徒の支援等
- (3) 是正勧告等

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態への対処
- (2) 再調査の実施
- (3) 再発防止のための措置

7 補則

- (1) 個人情報への取扱い
- (2) 市立学校以外の学校への協力要請等

- ・骨子案（案）の文末の「※」は、別紙2「『（仮称）いじめ防止条例』骨子案（案）」と「再発防止策の具体的方策等」との関連に記載した具体的方策等の番号を示しています。
- ・上記「※」の部分は、意見提出手続き（パブリックコメント）における骨子案には表記しません。

条例制定の背景

本市において、令和3年2月に行方不明となり、同年3月に市内公園において遺体で発見された女子中学生について、いじめにより重大な被害を受けた疑いが生じたことから、同年4月にいじめの重大事態として対処することとなり、本市教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会において調査及び審議が行われ、令和4年9月12日に調査報告書が答申されました。

調査報告書においては、いじめとして認知しなければならなかった事実が明らかとなったほか、教育委員会における重大事態の認知の遅れや対応の誤り、学校の組織体制の問題や当該生徒への支援の不足など、様々な指摘があったところです。いずれも教育委員会として、深く反省すべきものと厳粛に受け止め、本調査報告書の内容を踏まえるとともに、二度と同様の悲しい事態を起こすことのないよう、学校・教育委員会、市長部局のそれぞれが、教育的、行政的な立場から、いじめに対応することを基本的な考え方として、いじめ対策の強化に向けた検討を行ってまいりました。

これまでの検討内容等を踏まえ、旭川市、旭川市教育委員会及び旭川市立小・中学校が、本件重大事態を重い教訓として、保護者、市民等、関係機関と連携し、いじめから子どもの生命と尊厳を守り、旭川市の未来の創り手となる子どもたちの心身の健やかな成長に資するよう、（仮称）いじめ防止条例を制定するものです。

- 市（市長及び教育委員会）は、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守る体制を構築する。
- 地域ぐるみで児童生徒を育み、いじめの早期発見などいじめの防止等に取り組む。
- 児童生徒が主体的にいじめ防止に向けた意識を高める。

* この条例に基づいて実施するいじめの防止等の施策に当たっては、旭川市いじめ防止等対策委員会による「いじめの重大事態に係る調査報告書」における再発防止に向けた提言等を踏まえるものとします。

条例の骨子案（案）

- * この骨子案（案）は、条例に盛り込む項目を整理して記載しています。
- * 条文の構成や順序、表現などを含め、このまま条例案となるものではありません。

前文

中学校1年生のときにいじめを受けていた市立中学校2年生の女子生徒が、令和3年3月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こり、本市では初めてのいじめの重大事態となりました。

本市は、教育委員会及び学校における対応が十分ではなかったとの反省の上に立ち、二度とこのようなことが起こらないよう、これまでの取組を見直すとともに、市が問題の解決に取り組む組織体制を構築するなど、いじめの防止等の対策を抜本的に改めることとしました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、また、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものです。

未来の創り手となる子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。

そのため、教育委員会及び学校が、法に基づくいじめの認知を躊躇することなく行うなど、いじめへの対応を徹底することはもとより、全ての市民が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚していじめの防止等に取り組むことが必要です。

こうした考えの下、ここに、いじめの防止に係る本市の基本理念を明らかにし、いじめから子どもの生命と尊厳を守るための施策を推進するため、本条例を定めるものとします。

1 総則

(1) 目的

- この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。）に係る基本理念を明らかにするとともに、市、市立学校及び保護者の責務、児童生徒の心構え、市民等の役割、いじめの防止等のための施策の基本となる事項等を定め、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に資することを目的とする。 ※具体的方策等⑩

(2) 定義

- いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 市
市長及び教育委員会をいう。
- 学校
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、旭川市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。
- 市立学校
旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- 児童生徒
市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 保護者
親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 市民等
旭川市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び旭川市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- 関係機関
警察その他いじめの防止等に関係する機関、団体等をいう。

2 基本理念

- いじめの防止等の対策は、いじめが、児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、他の児童生徒に対して行われるいじめを知っているのを見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行わなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、市立学校、保護者、市民等、関係機関の連携の下、児童生徒の苦痛を積極的に捉え、いじめに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 責務と役割等

(1) 市の責務

- 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。
- 市は、市立学校、保護者、市民等、関係機関と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- 市は、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために、必要な広報その他の啓発を行わなければならない。 ※具体的方策等⑩
- 教育委員会は、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備しなければならない。 ※具体的方策等⑨-1, ⑪

(2) 市立学校の責務

- 市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、保護者、市民等、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。 ※具体的方策等③-1
- 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、適切かつ迅速に対処しなければならない。 ※具体的方策等③-3
- 市立学校は、市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 保護者の責務

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校又は市に相談するよう努めなければならない。
- 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等の対策に協力するよう努めなければならない。

(4) 児童生徒の心構え

- 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他者と思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 児童生徒は、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 児童生徒は、いじめを受けた場合やいじめを発見した場合、又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、速やかに、学校、保護者、市、関係機関等に相談するよう努めるものとする。

(5) 市民等の役割

- 市民等は、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、子どもと触れ合う機会を大切にするとともに、児童生徒の生命と尊厳が守られ、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。 ※具体的方策等⑩
- 市民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合、速やかに市、学校又は関係機関に相談、通報等を行うよう努めるものとする。

4 いじめ防止基本方針

(1) 市いじめ防止基本方針

- 市は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、旭川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。
- 市いじめ防止基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ・ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - ・ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - ・ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
- 市は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。
- 市は、市いじめ防止基本方針の策定又は変更に当たっては、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号。以下「協議会等条例」という。）第2条に規定する旭川市いじめ防止等連絡協議会の意見を聴かななければならない。
- 市は、市いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(2) 学校いじめ防止基本方針

- 市立学校は、市いじめ防止基本方針を踏まえ、当該学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策の基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。
- 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

5 いじめの防止等のための施策

(1) 相談体制等の整備

- 市は、いじめの防止等のため、児童生徒、保護者、市民等が安心して、相談、通報等を行うことができる体制を整備する。
- 市は、いじめの防止等のため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等と連携し、迅速かつ適切に対応ができるよう組織体制を強化する。 ※具体的方策等②-1
- 市は、市立学校におけるいじめの防止等のため、人材の確保その他必要な措置に努める。 ※具体的方策等⑥

(2) いじめを受けた児童生徒の支援等

- 市は、いじめを受けた児童生徒の生命と尊厳を守るため、当該児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行う。
- 市は、いじめの防止等のため、市立学校に対し、関係機関等と連携し、必要な支援及び協力を行う。 ※具体的方策等④-2, ⑥
- 市は、児童生徒の継続的な支援や配慮のために必要と認めるときは、当該児童生徒に関する情報を適切に共有することができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。 ※具体的方策等⑦

(3) 是正勧告等

- 市長は、相談、通報等を受けたいじめ（いじめの疑いがあると認めるものを含む。）について、その事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができる。
- 市長は、調査、調整等の結果、必要と認めるときは、市立学校その他関係者に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該是正勧告について旭川市子ども・子育て審議会条例（平成21年旭川市条例第7号）で定める旭川市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、是正勧告を行ったときは、当該の市立学校その他関係者に対し、当該是正勧告に係る対応状況について報告を求めるものとする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処

- 市立学校は、在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、当該重大事態が発生した旨を、直ちに教育委員会を経由して市長に報告しなければならない。 ※具体的方策等⑤-1
- 市は、市立学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合において、当該市立学校が重大事態への適切な対処を行うことができるようにするため、必要な支援を行うものとする。 ※具体的方策等⑥
- 教育委員会は、重大事態の発生に係る報告を受けた場合において、必要と認めるときは、法第28条第1項の規定に基づき、協議会等条例第10条に規定する旭川市いじめ防止等対策委員会に速やかに調査させるものとする。
- 教育委員会は、法第28条第1項に規定する調査の結果について報告を受けたときは、直ちにその結果を市長に報告するものとする。

(2) 再調査の実施

- 市長は、法第30条第1項の規定により報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、法第28条第1項に規定する調査の結果について、協議会等条例第16条に規定する旭川市いじめ問題再調査委員会において調査するものとする。
- 市長は、旭川市いじめ問題再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、直ちに教育委員会にその結果を報告するとともに、法第30条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものとする。

(3) 再発防止のための措置

- 市は、法第28条第1項に規定する調査又は旭川市いじめ問題再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 補則

(1) 個人情報の取扱い

- 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。
- いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由無く、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(2) 市立学校以外の学校への協力要請等

- 市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。
- 市は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒等について、市にいじめに関する相談等があった場合は、当該学校の設置者又はその設置する学校に速やかに情報を提供するとともに、当該学校と連携し、必要な支援を行うものとする。

「『(仮称) いじめ防止条例』 骨子案 (案)」と「再発防止策の具体的方策等」との関連

「いじめの重大事態に係る調査報告書」における再発防止策の提言を受けての対応について

条例との関連

調査報告書における今後の再発防止策の提言		再発防止策の詳細説明 (概略)	具体的方策等	条例骨子案 (案) の項目等
いじめへの対応について	① 学校設置者である旭川市教育委員会が専門的知識を携え、上部組織として学校を適切に管理する体制の構築を行う。	①-1 地教行法により教育委員会は人的管理、物的管理、運営管理など学校を管理することから、 <u>市教委は担うべき義務、役割、業務を再確認し、その専門性を身に付けること</u> ①-2 市教委職員が校長のかつての部下・後輩であるという関係性から、毅然とした指導・指示ができないような状況がうかがえることから、 <u>人事組織の在り方について再検討すること</u>	①-1 地教行法に示された教育委員会の役割等に関することやいじめに関することなど、教育委員会職員を対象とした計画的・継続的な研修の実施 ①-2 事務の執行に当たり、人間関係等の要因が影響していると思われることのないよう、法令に基づく権限と義務について研修などを通じて再確認	→ ※市の基本方針、通知等 → ※市の基本方針、通知等
	② いじめの把握および報告に対し事実確認、学校全体への情報共有、家庭との情報共有、対応までのシステムを確立する。	②-1 いじめ(疑いを含む)に関する情報は、 <u>一定の基準を定めて書面化し、事実確認する内容等に関しては学校として統一的な対応ができるように一定の内容のマニュアル化及びルール化を図ること</u> ②-2 いじめへの適切な対処には家庭との連携が不可欠であることから、 <u>家庭との情報共有の在り方や、家庭からの相談等の在り方について一定のルールを策定すること</u>	②-1 学校・教育委員会・市長部局が一元的に情報共有することを踏まえ、統一した報告様式の作成及び報告方法などを示したマニュアルを作成し、各学校に周知 ②-2 いじめ事案に係る保護者対応や情報共有、相談等の在り方を示した資料を作成し、各学校に周知	→ 5 いじめの防止等のための施策1相談体制等の整備 → ※市の基本方針、通知等
	③ 学校と旭川市教育委員会との連携の下、いじめをはじめ不登校や非行など不適応行動への早期発見・早期対応ができるよう、生活・行動面で心配な児童生徒を確実に拾い上げ、対応できる組織的システムを創設する。	③-1 いじめの発見・対応に遅れがないように月1回程度定期的に学校いじめ対策組織を開催し、児童生徒間のトラブル等のモニターと対応の検討や検証を行うこと ③-2 複眼的な視点で状況を検討し、ハイリスクケースの早期発見、早期対応のため、 <u>市教委職員が学校いじめ対策組織に参加することが望ましいこと</u> ③-3 学校には生徒指導部会、支援委員会など、同じようなケースを取り扱う委員会が数多くあることから、 <u>教職員の業務負担を考慮した上で、学校いじめ対策組織を適切に機能させるため、委員会等の統廃合や適正化を検討すること</u>	③-1 学校いじめ対策組織の開催頻度や役割等について、旭川市いじめ防止基本方針に明記するとともに、学校いじめ防止基本方針の「学校いじめ対策組織の設置」「学校いじめ防止プログラム」に明記するよう各学校に周知 ③-2 市教委職員が学校いじめ対策組織に参加することが必要な事案・ケース等について整理し、各学校に周知 ③-3 学校いじめ対策組織の役割の再確認による、他の委員会との区別化、及び定期開催を可能とするための開催方法等の工夫による当該組織の適正化	→ 3 責務と役割等2)市立学校の責務 → ※市の基本方針、通知等 → 3 責務と役割等2)市立学校の責務
	④ 前記③と連動し、いじめに専属的に対応する組織を旭川市教育委員会に設置することによって、学校では解決困難な事案に対する支援を実践する。	④-1 困難ケースに対応するための「 <u>いじめ対応に専属的な組織(部署)</u> 」を市教委に設置すること ④-2 適切な分析、判断、認知、助言、指導などができるよう、「 <u>いじめ対応に専属的な組織(部署)</u> 」に <u>適宜必要な専門家の参加を要請すること</u>	④-1 学校教育部内にいじめに専属的に対応する部署の設置 ④-2 困難ケースへの専門家の参加による解決	→ ※令和5年度から設置予定 → 5 いじめの防止等のための施策2)いじめを受けた児童生徒の支援等
	⑤ 国が示している「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に則って「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」(仮称)を策定する。	⑤-1 重大事態に適切にまた共通の理解をもって対処できるように国が示しているガイドラインに準拠して学校等の体制も踏まえた「 <u>旭川市いじめの重大事態対応マニュアル</u> 」(仮称)を策定すること ⑤-2 <u>被害生徒や保護者に寄り添う専属の担当者を学校に1名配置すること</u> ⑤-3 加害生徒への対応について、学校、生徒、保護者の理解に齟齬が生じないよう明確になっている <u>事実関係については書面にして確認すること</u> 、謝罪で終結するのではなく加害生徒の内省を図るなど再発防止に計画的に取り組むこと	⑤-1 教育委員会において、「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」(仮称)を作成し、各学校に周知 ⑤-2 各学校において、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者に寄り添う専属の担当者を配置 ⑤-3 加害児童生徒の対応に係る記録や再発防止に向けた指導計画の様式を教育委員会において作成し、各学校に周知	→ 6 重大事態への対処1)重大事態への対処 → ※市の基本方針、通知等 → ※市の基本方針、通知等
	⑥ 重大事態が起きた際、学校に対し事案への対処に向けて専門的な助言・指示・直接的支援ができる緊急支援チームを旭川市教育委員会に創設する。	⑥ 重大事態に対処しなければならぬ学校を迅速に支援できるよう、いじめ対応に専属的な組織(部署)を核としながら、弁護士、医師、心理職、ソーシャルワーカーなどが参加する <u>独自の緊急支援チームを市教委に設置すること</u>	⑥ 市独自の緊急支援チームによる重大事態発生時における学校への支援	→ 5 いじめの防止等のための施策1)相談体制等の整備、同2)いじめを受けた児童生徒の支援等、6 重大事態への対処1)重大事態への対処
いじめ予防について	⑦ 幼小中高においての情報を統一様式にて記録し、進学先及び転校先に引き継いでいくような情報共有のシステムを確立する。	⑦ 児童生徒の継続的な支援という観点から、様式が統一されたフェイスシート(すくらむ)を活用するなどして、 <u>幼小中高に引き継ぎが行われるシステムの創設を検討すること</u>	⑦ 引き継ぎに活用する資料として市内小・中学校が統一したフェイスシートを活用することについて各学校に周知、幼高については関係機関(道教委等)と協議	→ 5 いじめの防止等のための施策2)いじめを受けた児童生徒の支援等
	⑧ SNSの利用や性への関心、人間関係などについて、児童生徒にとって身近な体験を掘り起こしつつその知識とリスクへの対応を学ぶ機会を、学校教育の中で児童生徒に対してより系統的に提供する。これらの機会を通して、他者を尊重し、自分の尊厳を護ることへの意識の醸成を図る。その際、児童生徒・学校・家庭が一緒に学び共有理解を持ち、その意識が根付いた環境作りに取り組む。	⑧-1 児童生徒がSNSの適切な使用方法や性に関する正しい知識などについて学ぶ機会を設定すること ⑧-2 他者を尊重する、自らの尊厳を護る意識を醸成するなど、 <u>望ましい社会モラルの習得について、学校、保護者、児童生徒が一体となって学ぶことができる環境や体制を整備すること</u>	⑧-1 「生命(いのち)の安全教育」や人権教育、SNS等に関する学習を全ての学年で実施することができるよう小1から中3までの教材を作成し、各学校に周知 ⑧-2 PTAやNPO団体等と連携し、学校、保護者、生徒(児童)が一体となって学ぶことができるプログラムを全中学校において実施	→ ※市の基本方針、通知等 → ※市の基本方針、通知等
	⑨ 教育関係者がいじめを正しく理解するための研修の継続的開催などにより専門性を高める。	⑨-1 教職員のいじめに関する法制度の理解を深めるため、 <u>初任段階教員だけでなく様々な経験年数を対象とした研修を実施すること</u> ⑨-2 先駆的な取り組みをしている自治体への出向などにより、 <u>市教委職員の専門性の習得及び向上に取り組むこと</u>	⑨-1 管理職、ミドルリーダー、中堅教員、初任段階教員など様々な経験年数を対象としたいじめに関する研修を計画的に実施 ⑨-2 行政・学校・地域が一体となった取組を推進し成果が表れている自治体を教育指導課指導主事が訪問し、教育委員会内で還流	→ 3 責務と役割等1)市の責務 → ※教育委員会予算事業において実施
せ安心社会作り	⑩ インターネットやマスメディアなどでの個人情報や誤った情報の流布によって生活が脅かされない、人としての尊厳が守られる社会作りを進める。	⑩ 旭川市ひいては国全体が「 <u>人としての尊厳が護られる社会づくり</u> 」に向けた取り組み(児童生徒の安全確保、市民に向けた注意喚起等)を継続して行うこと	⑩ 「人としての尊厳が護られる社会づくり」を目的とした取組及び啓発活動の実施	→ 1 総則1)目的、3 責務と役割等1)市の責務、同5)市民等の役割
	⑪ 子どもの安全・安心が保障される中で、教育活動を円滑かつ適切に行えるような学校の組織体制、勤務形態の再構築を行う。	⑪ 国が求める「子どもと向き合い、かかわる」学校教育を行うために、 <u>学校の組織体制や勤務形態など、教職員の健康や心にゆとりが持てる体制を社会全体で考えること</u>	⑪ 教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりをもって、児童生徒と向き合うことのできる体制づくり	→ 3 責務と役割等1)市の責務

『(仮称) いじめ防止条例』骨子案(案)と「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめの防止等に関する条例」との関連

『(仮称) いじめ防止条例』骨子案(案)	いじめ防止対策推進法(抜粋)	北海道いじめの防止等に関する条例(抜粋)
<p>1 総則</p> <p>(1) 目的</p> <p>○ この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。)に係る基本理念を明らかにするとともに、市、市立学校及び保護者の責務、児童生徒の心構え、市民等の役割、いじめの防止等のための施策の基本となる事項等を定め、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(2) 定義</p> <p>○ いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>○ 市 市長及び教育委員会をいう。</p>	<p>第一条(目的)</p> <p>この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p> <p>第二条(定義)</p> <p>この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>	<p>第一条(目的)</p> <p>この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策に関し、基本理念を定め、道等の責務及び道民等の役割を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が互いの違いを認め合い、及び支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条(定義)</p> <p>この条例において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、旭川市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。 ○ 市立学校 旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。 ○ 児童生徒 市立学校に在籍する児童又は生徒をいう。 ○ 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。 ○ 市民等 旭川市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び旭川市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。 ○ 関係機関 警察その他いじめの防止等に関係する機関、団体等をいう。 	<p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>	<p>2 この条例において「学校」とは、道内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>3 この条例において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>
<p>2 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの防止等の対策は、いじめが、児童生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくすることを旨として行わなければならない。 ○ いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、また、他の児童生徒に対して行われるいじめを知っているのに見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行わなければならない。 	<p>第三条（基本理念）</p> <p>いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p>	<p>第三条（基本理念）</p> <p>いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。</p>

<p>○ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、市立学校、保護者、市民等、関係機関の連携の下、児童生徒の苦痛を積極的に捉え、いじめに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。</p>	<p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	<p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、並びにいじめを受けた児童生徒に非はないとの認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>
<p>3 責務と役割等 (1) 市の責務</p> <p>○ 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。</p> <p>○ 市は、市立学校、保護者、市民等、関係機関と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。</p> <p>○ 市は、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守り、地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために、必要な広報その他の啓発を行わなければならない。</p> <p>○ 教育委員会は、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ的確に取り組むための環境を整備しなければならない。</p>	<p>第六条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第七条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>第十七条（関係機関等との連携等） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第二十一条（啓発活動） 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>	<p>第五条（道の責務） 道は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町村その他の関係する機関及び団体との緊密な連携協力の下、本道の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 道は、基本理念にのっとり、その設置する学校（以下「道立学校」という。）におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>第十五条（関係機関等との連携等） 道は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うものとする。</p> <p>第二十条（啓発活動） 道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p>

(2) 市立学校の責務

- 市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置くとともに、保護者、市民等、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。
- 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において、適切かつ迅速に対処しなければならない。
- 市立学校は、市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 保護者の責務

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校又は市に相談するよう努めなければならない。
- 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等の対策に協力するよう努めなければならない。

(4) 児童生徒の心構え

- 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他者と思いをやりを持って接するよう努めるものとする。
- 児童生徒は、いじめが人権侵害であり決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止の活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

第八条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第九条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第四条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはならない。

第六条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人についての理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

第七条（保護者の責務等）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有することから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切にし他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、基本理念にのっとり、国、道、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第四条（いじめの禁止）

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

<p>○ 児童生徒は、いじめを受けた場合やいじめを発見した場合、又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、速やかに、学校、保護者、市、関係機関等に相談するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 市民等の役割</p> <p>○ 市民等は、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、子どもと触れ合う機会を大切にするとともに、児童生徒の生命と尊厳が守られ、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>○ 市民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合、速やかに市、学校又は関係機関に相談、通報等を行うよう努めるものとする。</p>		<p>第八条（道民及び事業者の役割）</p> <p>道民及び事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、当該地域全体で児童生徒を見守るとともに、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 道民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>4 いじめ防止基本方針</p> <p>(1) 市いじめ防止基本方針</p> <p>○ 市は、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、旭川市いじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。</p> <p>○ 市いじめ防止基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 ・ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 ・ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 	<p>第十二条（地方いじめ防止基本方針）</p> <p>地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 	<p>第十一条（北海道いじめ防止基本方針）</p> <p>知事及び北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第11条の規定により文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（次条第1項において「国のいじめ防止基本方針」という。）を参酌し、共同して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「北海道いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 北海道いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 (3) その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

○ 市は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。

○ 市は、市いじめ防止基本方針の策定又は変更に当たっては、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号。以下「協議会等条例」という。）第2条に規定する旭川市いじめ防止等連絡協議会の意見を聴かなければならない。

○ 市は、市いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(2) 学校いじめ防止基本方針

○ 市立学校は、市いじめ防止基本方針を踏まえ、当該学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策の基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。

○ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

第十三条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

7 知事及び教育委員会は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化及び道内外のいじめの防止等に関する先進的な取組を勘案し、並びにいじめの防止等のための対策の効果に関する評価を踏まえ、定期的に北海道いじめ防止基本方針の見直しを行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

5 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道いじめ問題審議会の意見を聴かなければならない。

6 知事及び教育委員会は、北海道いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第4項から第6項までの規定は、北海道いじめ防止基本方針の変更について準用する。

第十二条（学校いじめ防止基本方針）

道立学校は、国のいじめ防止基本方針及び北海道いじめ防止基本方針を参酌し、その道立学校の実情に応じ、当該道立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

4 道立学校は、学校いじめ防止基本方針について定期的に点検及び評価を行い、必要に応じてこれを変更するものとする。

3 道立学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針の変更について準用する。

5 いじめの防止等のための施策

(1) 相談体制等の整備

○ 市は、いじめの防止等のため、児童生徒、保護者、市民等が安心して、相談、通報等を行うことができる体制を整備する。

○ 市は、いじめの防止等のため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等と連携し、迅速かつ適切に対応ができるよう組織体制を強化する。

○ 市は、市立学校におけるいじめの防止等のため、人材の確保その他必要な措置に努める。

第十六条（いじめの早期発見のための措置）

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第十四条（いじめの早期発見のための措置）

4 教育委員会及び道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該道立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

5 教育委員会及び道立学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

6 前2項に定めるもののほか、教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第十六条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止等を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

(2) いじめを受けた児童生徒の支援等

- 市は、いじめを受けた児童生徒の生命と尊厳を守るため、当該児童生徒とその保護者に寄り添い、いじめの早期解決に向けた必要な支援を行う。
- 市は、いじめの防止等のため、市立学校に対し、関係機関等と連携し、必要な支援及び協力を行う。
- 市は、児童生徒の継続的な支援や配慮のために必要と認めるときは、当該児童生徒に関する情報を適切に共有することができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

(3) 是正勧告等

- 市長は、相談、通報等を受けたいじめ（いじめの疑いがあると認めるものを含む。）について、その事実確認及び問題解決を図るために必要な調査、調整等を行うことができる。
- 市長は、調査、調整等の結果、必要と認めるときは、市立学校その他関係者に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう是正勧告を行うことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該是正勧告について旭川市子ども・子育て審議会条例（平成21年旭川市条例第7号）で定める旭川市子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。
- 市長は、是正勧告を行ったときは、当該市立学校その他関係者に対し、当該是正勧告に係る対応状況について報告を求めるものとする。

第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備）

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第二十七条（学校相互間の連携協力体制の整備）

道は、市町村、学校法人その他の学校の設置者と連携して、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒に対する支援、その保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処

- 市立学校は、在籍する児童生徒に法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、当該重大事態が発生した旨を、直ちに教育委員会を經由して市長に報告しなければならない。
- 市は、市立学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合において、当該市立学校が重大事態への適切な対処を行うことができるようにするため、必要な支援を行うものとする。
- 教育委員会は、重大事態の発生に係る報告を受けた場合において、必要と認めるときは、法第28条第1項の規定に基づき、協議会等条例第10条に規定する旭川市いじめ防止等対策委員会に速やかに調査させるものとする。

第三十条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、

第二十八条（重大事態の発生に係る報告）

道立学校は、当該道立学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、教育委員会を通じて、その旨を知事に報告しなければならない。道立学校に在籍する児童生徒又はその保護者から当該道立学校に対して当該児童生徒に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあるとの申立てがあったときも、同様とする。

第二十九条（教育委員会による対処）

教育委員会は、前条の規定による報告を受けたとき、又は道立学校に在籍する児童生徒若しくはその保護者から当該児童生徒に重大事態が発生し、若しくは発生した疑いがあるとの申立てがあったときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに、北海道いじめ問題審議会に調査を行わせるものとする。この場合において、北海道いじめ問題審議会は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、質問票の使用その他の適切な方法をとるものとする。

- 教育委員会は、法28条第1項に規定する調査の結果について報告を受けたときは、直ちにその結果を市長に報告するものとする。

(2) 再調査の実施

- 市長は、法第30条第1項の規定により報告を受けた重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定により、法第28条第1項に規定する調査の結果について、協議会等条例第16条に規定する旭川市いじめ問題再調査委員会において調査するものとする。
- 市長は、旭川市いじめ問題再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、直ちに教育委員会にその結果を報告するとともに、法第30条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものとする。

(3) 再発防止のための措置

- 市は、法28条第1項に規定する調査又は旭川市いじめ問題再調査委員会における調査の結果について報告を受けたときは、当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第三十条（公立の学校に係る対処）

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その調査の結果を知事に報告するものとする。この場合において、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望するときは、当該児童生徒又はその保護者の意見を記載した書面を添付するものとする。

第三十条（知事等による対処）

前条第2項の規定による報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、北海道いじめ調査委員会に同条第1項の規定による調査の結果について調査を行わせるものとする。

4 知事は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

5 知事及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 補則

(1) 個人情報の取扱い

- 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。
- いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由無く、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(2) 市立学校以外の学校への協力要請等

- 市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。
- 市は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒等について、市にいじめに関する相談等があった場合は、当該学校の設置者又はその設置する学校に速やかに情報を提供するとともに、当該学校と連携し、必要な支援を行うものとする。